

構造耐力上主要な部分である柱及び横架材に使用する集成材その他の木材の品質の強度及び耐久性に関する基準を定める件（昭和六十二年建設省告示第十八百九十八号）（傍線部は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第四十六条第二項第一号イの規定に基づき、構造耐力上主要な部分である柱及び横架材（間柱、小ばりその他これらに類するものを除く。）に使用する集成材その他の木材の品質の強度及び耐久性に関する基準を次のように定める。</p> <p>構造耐力上主要な部分である柱及び横架材（間柱、小ばりその他これらに類するものを除く。）に使用する集成材その他の木材の品質は、次の各号の一に掲げる規格に適合するものであること。ただし、平成十三年国土交通省告示第千二十四号第三第三号の規定に基づき、国土交通大臣が基準強度の数値を指定したもの又は建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第三十七条第二号の国土交通大臣の認定を受けた木質接着成形軸材料若しくは木質複合軸材料（平成十三年国土交通省告示第千五百四十号第二第三号の規定に基づき、国土交通大臣がその許容応力度及び材料強度の数値を指定したものに限る。）については、この限りでない。</p> <p>一 構造用集成材の日本農林規格（平成八年農林水産省告示第百十一号）第三条に規定する集成材の規格</p> <p>二 集成材の日本農林規格（昭和四十九年農林水産省告示第六百一号）第五条に規定する化粧ばり構造用集成柱の規格</p> <p>三 <u>構造用単板積層材の日本農林規格（昭和六十三年農林水産省告示第千四百四十三号）第三条に規定する構造用単板積層材の規格</u></p> <p>附 則</p> <p>この告示は、公布の日から施行する。</p>	<p>建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第四十六条第二項第一号イの規定に基づき、構造耐力上主要な部分である柱及び横架材（間柱、小ばりその他これらに類するものを除く。）に使用する集成材その他の木材の品質の強度及び耐久性に関する基準を次のように定める。</p> <p>構造耐力上主要な部分である柱及び横架材（間柱、小ばりその他これらに類するものを除く。）に使用する集成材その他の木材の品質は、次の各号の一に掲げる規格に適合するもの又はこれらと同等以上の強度及び耐久性を有するものであること。ただし、<u>集成材その他の木材で国土交通大臣が構造耐力上支障がないと認めたものについては、この限りでない。</u></p> <p>一 構造用集成材の日本農林規格（平成八年農林水産省告示第百十一号）第三条に規定する集成材の規格</p> <p>二 集成材の日本農林規格（昭和四十九年農林水産省告示第六百一号）第五条に規定する化粧ばり構造用集成柱の規格</p> <p>附 則</p> <p>略</p>